

COPY

仮

認定番号 1707-06201-11

認定合格証

持送りわく

HBT-300
HBT-500
HGB-500
HGB-750
HGB-1000

上記の仮設機材は仮設機材認定規程第3条に基づく認定検査に合格したので
同規程第7条により本証を交付する
なお、認定の有効期限は認定日より1年とする

認定日 平成29年 7月31日

平和技研株式会社 殿
(本社工場)

一般社団法人 仮設工業会
会長 伊藤 正人





試験番号 1707-06201-1101

発行日：平成29年7月31日

認定試験成績書

一般社団法人 仮設工業会
会長 伊藤 正人

- 1 申請者 平和技研株式会社
2 工場名 本社工場
3 種類、型式及び数量 持送りわく(固定型) HBT-300 8枚
4 適用規格・基準 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格(労働省告示第103号)
第1章わく組足場用の部材第5節持送りわく
5 試験実施日 平成29年7月10日
6 試験場所 大阪試験所
7 試験結果

(1) 構造

規格第27条に適合している。

(2) 強度等

規格第28条に適合している。

(2)-1 強度試験(中央部)

200kN 圧縮試験機 IP-20-B1

供試体組 No.	1				2				平均値
供試体 No.	1	2	3	4	5	6	7	8	
強度[kN]	72 中止				72 中止				—
厚生労働大臣規格による値	強度 35.3 kN 以上				平均値 39.2 kN以上				

(2)-2 取付金具の滑り試験

200kN 圧縮試験機 IP-20-B1

供試体組 No.	1				2			
供試体 No.	1	2	3	4	5	6	7	8
荷重23.5kN時における滑り量[mm]	0.4	0.1	0.7	0.2	0.2	0.5	0.2	0.4
厚生労働大臣規格による値	10mm 以下							

注:平均値については本会認定基準により定めたものである。

(3) 表示

規格第30条に適合している。

8 特記事項

特になし



試験番号 1707-06201-1102

発行日：平成29年7月31日

認定試験成績書

一般社団法人 仮設工業会

会長 伊藤 正人



- 1 申請者 平和技研株式会社
2 工場名 本社工場
3 種類、型式及び数量 持送りわく(固定型) HBT-500 8枚
4 適用規格・基準 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格(労働省告示第103号)
第1章わく組足場用の部材第5節持送りわく
5 試験実施日 平成29年7月10日
6 試験場所 大阪試験所
7 試験結果

(1) 構造

規格第27条に適合している。

(2) 強度等

規格第28条に適合している。

(2)-1 強度試験(中央部)

200kN 圧縮試験機 IP-20-B1

供試体組 No.	1				2				平均値
供試体 No.	1	2	3	4	5	6	7	8	
強度[kN]	48.1				47.5				47.8
厚生労働大臣規格による値	強度 35.3 kN 以上				平均値 39.2 kN以上				

(2)-2 取付金具の滑り試験

200kN 圧縮試験機 IP-20-B1

供試体組 No.	1				2			
供試体 No.	1	2	3	4	5	6	7	8
荷重23.5kN時における 滑り量[mm]	0.5	0.4	0.1	0.2	0.4	0.4	0.5	0.1
厚生労働大臣規格による値	10mm 以下							

注:平均値については本会認定基準により定めたものである。

(3) 表示

規格第30条に適合している。

8 特記事項

特になし



試験番号 1707-06201-1103
発行日：平成29年7月31日

認定試験成績書

一般社団法人 仮設工業食
会 長 伊藤 正



- 1 申請者 平和技研株式会社
2 工場名 本社工場
3 種類、型式及び数量 持送りわく(伸縮型) HGB-500 16枚
4 適用規格・基準 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格(労働省告示第103号)
第1章わく組足場用の部材第5節持送りわく
5 試験実施日 平成29年7月10日
6 試験場所 大阪試験所
7 試験結果

(1) 構造

規格第27条に適合している。

(2) 強度等

規格第28条及び第29条に適合している。

(2)-1 強度試験(中央部)

200kN 圧縮試験機 IP-20-B1

供試体組 No.	1				2				平均値
供試体 No.	1	2	3	4	5	6	7	8	
強度[kN]	72 中止				72 中止				—
厚生労働大臣規格による値	強度 35.3 kN 以上				平均値 39.2 kN以上				

(2)-2 取付金具の滑り試験

200kN 圧縮試験機 IP-20-B1

供試体組 No.	1				2			
供試体 No.	1	2	3	4	5	6	7	8
荷重23.5kN時における 滑り量[mm]	0.1	0.1	0.4	0.2	0.1	0.4	0.3	0.6
厚生労働大臣規格による値	10mm 以下							

(2)-3 強度試験(先端部)

200kN 圧縮試験機 IP-20-B1

供試体組 No.	3				4				平均値
供試体 No.	9	10	11	12	13	14	15	16	
強度[kN]	38.7				39.9				39.3
厚生労働大臣規格による値	強度 22.8 kN 以上				平均値 25.5 kN以上				

注:平均値については本会認定基準により定めたものである。

(3) 表示

規格第30条に適合している。

8 特記事項

特になし

COPY



試験番号 1707-06201-1104

発行日：平成29年7月31日

認定試験成績書

一般社団法人 仮設工業会

会長 伊藤 正人



- 1 申請者 平和技研株式会社
2 工場名 本社工場
3 種類、型式及び数量 持送りわく(伸縮型) HGB-750 16枚
4 適用規格・基準 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格(労働省告示第103号)
第1章わく組足場用の部材第5節持送りわく
5 試験実施日 平成29年7月10日
6 試験場所 大阪試験所
7 試験結果

(1) 構造

規格第27条に適合している。

(2) 強度等

規格第28条及び第29条に適合している。

(2)-1 強度試験(中央部)

200kN 圧縮試験機 IP-20-B1

供試体組 No.	1				2				平均値
供試体 No.	1	2	3	4	5	6	7	8	
強度[kN]	68.5				65.3				66.9
厚生労働大臣規格による値	強度 35.3 kN 以上				平均値 39.2 kN以上				

(2)-2 取付金具の滑り試験

200kN 圧縮試験機 IP-20-B1

供試体組 No.	1				2			
供試体 No.	1	2	3	4	5	6	7	8
荷重23.5kN時における 滑り量[mm]	2.0	0.4	0.2	0.8	0.8	0.3	0.5	0.7
厚生労働大臣規格による値	10mm 以下							

(2)-3 強度試験(先端部)

200kN 圧縮試験機 IP-20-B1

供試体組 No.	3				4				平均値
供試体 No.	9	10	11	12	13	14	15	16	
強度[kN]	30.3				31.4				30.8
厚生労働大臣規格による値	強度 22.8 kN 以上				平均値 25.5 kN以上				

注: 平均値については本会認定基準により定めたものである。

(3) 表示

規格第30条に適合している。

8 特記事項

特になし



試験番号 1707-06201-1105
発行日：平成29年7月31日

認定試験成績書

一般社団法人 仮設工業会
会長 伊藤 正



- 1 申請者 平和技研株式会社
2 工場名 本社工場
3 種類、型式及び数量 持送りわく(伸縮型) HGB-1000 16枚
4 適用規格・基準 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格(労働省告示第103号)
第1章わく組足場用の部材第5節持送りわく
5 試験実施日 平成29年7月10日
6 試験場所 大阪試験所
7 試験結果

(1) 構造

規格第27条に適合している。

(2) 強度等

規格第28条及び第29条に適合している。

(2)-1 強度試験(中央部)

200kN 圧縮試験機 IP-20-B1

供試体組 No.	1				2				平均値
供試体 No.	1	2	3	4	5	6	7	8	
強度[kN]	56.5				57.7				57.1
厚生労働大臣規格による値	強度 35.3 kN 以上				平均値 39.2 kN以上				

(2)-2 取付金具の滑り試験

200kN 圧縮試験機 IP-20-B1

供試体組 No.	1				2			
供試体 No.	1	2	3	4	5	6	7	8
荷重23.5kN時における 滑り量[mm]	0.1	0.2	0.1	0.3	0.4	0.4	0.1	0.3
厚生労働大臣規格による値	10mm 以下							

(2)-3 強度試験(先端部)

200kN 圧縮試験機 IP-20-B1

供試体組 No.	3				4				平均値
供試体 No.	9	10	11	12	13	14	15	16	
強度[kN]	30.1				29.6				29.8
厚生労働大臣規格による値	強度 22.8 kN 以上				平均値 25.5 kN以上				

注:平均値については本会認定基準により定めたものである。

(3) 表示

規格第30条に適合している。

8 特記事項

特になし